

令和7年度 公文書開示状況（3月決定分） 主税局

様式 2-1

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8.2.25	R8.3.6	千代田都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に、千代田都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	65	1													—	主税局千代田都税務所法人事業税課
2	R8.2.25	R8.3.6	中央都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に、中央都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	82	1													—	主税局中央都税務所法人事業税課
3	R8.2.25	R8.3.6	港都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に、港都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	93	1													—	主税局港都税務所法人事業税課
4	R8.2.25	R8.3.6	新宿都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に、新宿都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	64	1													—	主税局新宿都税務所法人事業税課
5	R8.2.25	R8.3.6	台東都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に、台東都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	30	1													—	主税局台東都税務所事業税課
6	R8.2.25	R8.3.6	品川都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に、品川都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	28	1													—	主税局品川都税務所事業税課
7	R8.2.25	R8.3.6	渋谷都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に、渋谷都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	90	1													—	主税局渋谷都税務所事業税課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
				総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
8	R8.2.25	R8.3.6	豊島都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に、豊島都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	40	1													—	主税局豊島都税事務所事業税課
9	R8.2.25	R8.3.6	荒川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に、荒川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	33	1													—	主税局荒川都税事務所事業税課
10	R8.2.25	R8.3.6	八王子都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に、八王子都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	18	1													—	主税局八王子都税事務所事業税課
11	R8.2.25	R8.3.6	立川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に、立川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	27	1													—	主税局立川都税事務所事業税課
12	R8.3.16	R8.3.26	令和6基準年度における固定資産税路線価の標準宅地番号14-058、14-106、14-176に係る鑑定評価書	12		1					1	1	1		1			不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影 (7条第4号) 偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び当該不動産鑑定業者の財産を脅かすおそれがあると認められるため。 取引事例の地積及び取引時点 (7条2号) 当該情報と、不動産登記簿や住宅地図等の情報を照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 当該情報と、不動産登記簿や住宅地図等の情報を照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条6号) 当該情報と、不動産登記簿や住宅地図等の情報を照合することにより取引事例地が特定されると財産状況が明らかになり、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがある。その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがある。	主税局港都税事務所固定資産評価課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。